

株券等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(準備新株予約権付社債券の取扱い)</p> <p>第 88 条の 2 機構は、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、会社法第 292 条第 1 項に規定する事項を記載したものをいう。以下この条において同じ。)を取扱う。</p> <p>2~7 (略)</p>	<p>(準備新株予約権付社債券の取扱い)</p> <p>第 88 条の 2 機構は、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、会社法第 292 条第 1 項に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)を取扱う。</p> <p>2~7 (略)</p>
<p>(新株予約権付社債の承継に伴う取扱い)</p> <p>第 88 条の 3 機構は、<u>存続会社、新設会社、完全親会社又は承継会社(以下この条において「存続会社等」という。)</u>が合併、会社分割、株式交換及び株式移転に際し、<u>消滅会社、完全子会社又は分割会社(以下この条において「消滅会社等」という。)</u>の発行する新株予約権付社債に係る債務を承継する場合には、<u>参加者及び顧客からの委任に基づき、預託されている消滅会社等の新株予約権付社債券(以下「承継新株予約権付社債券」という。)</u>の提出及び存続会社等の準備新株予約権付社債券(会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日(以下この条において「効力発生日等」という。))以後に交付されるもので、同法第 292 条第 1 項に規定する事項を記載したものをいう。以下この条において同じ。)の受領を行うものとする。</p> <p>2 機構は、<u>効力発生日等の前営業日に、承継新株予約権付社債券を消滅会社等(当該新株予約権付社債券の期中事務につき、消滅会社等から代行の委託を受けた期中事務代行会社を含む。)</u>に提出する。</p> <p>3 機構は、<u>効力発生日等の前営業日において、消滅会社等に提出した承継新株予約権付社債券に相当する第 1 項の準備新株予約権付社債券を存続会社等(当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社及び前条第 6 項に規定する参加者を含</u></p>	<p>(新設)</p>

む。)から一括して受領し、保管する。

- 4 前条第3項の規定は、存続会社等から受領した準備新株予約権付社債券の保管について準用する。
- 5 存続会社等は、効力発生日等の翌営業日（会社法第749条第1項第6号、第758条第7号又は第768条第1項第6号に規定する効力発生日にあっては、当該効力発生日）において、第3項の規定により機構が保管する新株予約権付社債券を機構に引き渡し、預託するものとする。
- 6 この条に定めるもののほか、第1項に規定する準備新株予約権付社債券の預託に関する取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(預託日、振替日及び交付日の制限)

第90条 機構は、次に掲げる日は、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の預託を受けないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第88条の3第1項に規定する効力発生日等の2営業日前の日以降の日

(4) 取得条項付新株予約権付社債券の全部取得日の前営業日以降の日

2 (略)

3 機構は、次に掲げる日は新株予約権付社債券の交付をしないものとする。

(1) 第1項第1号、第3号及び第4号に定める日

(2) (略)

4 (略)

第2節 新株予約権の行使等

(削る)

(預託日、振替日及び交付日の制限)

第90条 機構は、次に掲げる日は、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の預託を受けないことができる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 機構は、次に掲げる日は新株予約権付社債券の交付をしないものとする。

(1) 第1項第1号に定める日

(2) (略)

4 (略)

第2節 新株予約権の行使

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権行使)

第92条の2 機構は、預託新株予約権付社債券について、法第22条第1項に規定する参加者又は参加者を經由した顧客からの新株予約権の行使の申出を受けた場合は、参加者又は顧客の指図に基づき、当該新株予約権付社債券を混蔵保管から離脱させ、当該参加者又は当該顧客のために、遅滞なく、別途保管する。

2 機構は、前項の規定により別途保管した新株予約権付社債券(以下「別途保管新株予約権付社債券」という。)について、遅滞なく、会社に対

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替)

第 92 条の 2 会社は、参加者又は顧客の請求に基づき機構が預託新株予約権付社債券に係る新株予約権を行使した場合であって、かつ、会社が有する自己の株式が当該会社の株主名簿管理人となっている参加者（以下この条において「振替元参加者」という。）の顧客口座簿に記載又は記録されているときは、当該顧客口座簿に記載又は記録されている株式につき、当該新株予約権の行使又は取次ぎを行った参加者（以下この条において「振替先参加者」という。）の口座への振替を振替元参加者に対して請求することができる。

2~4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替に関し必要な事項は、規則で定める。

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得)

第 92 条の 3 機構は、会社が取得条項付新株予約権付社債を全部取得し、対価として新たに当該会社の株式を交付する場合には、参加者及び顧客からの委任に基づき、会社に対する預託新株予約権付社債券の提出、新たに交付される株式の株主となるべき者の通知及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うものとする。

2 参加者は、会社が取得条項付新株予約権付社債を全部取得し、対価として新たに当該会社の株式を交付する場合には、当該新株予約権付社債の全部取得日の前営業日に機構に対し、預託新株予約権付社債券につき、新たに交付される株式の株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者

し、その新株予約権の行使をする。

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定（会社が次条第 1 項の規定に基づき、会社が有する自己の株式の振替をする場合においては、前条第 4 項において準用する第 40 条の規定を除く。）は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。

4 前 3 項に定めるもののほか、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に関し必要な事項は、規則で定める。

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替)

第 92 条の 3 会社は、参加者又は顧客の請求に基づき機構が別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権を行使した場合であって、かつ、会社が有する自己の株式が当該会社の株主名簿管理人となっている参加者（以下この条において「振替元参加者」という。）の顧客口座簿に記載又は記録されているときは、当該顧客口座簿に記載又は記録されている株式につき、当該新株予約権の行使又は取次ぎを行った参加者（以下この条において「振替先参加者」という。）の口座への振替を振替元参加者に対して請求することができる。

2~4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

はその顧客（施行規則第 11 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、当該顧客から他の者が株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者）を株主となるべき者として報告しなければならない。

- 3 機構は、第 1 項の規定により、会社に新たに交付される株式の株主となる者を通知する場合には、参加者が自己分として預託することとなる株券の株式については当該参加者（施行規則第 11 条において準用する施行規則第 10 条第 1 項に規定する場合において、当該参加者から他の者が株主となるべきものである旨の申出があったときは、当該他の者）を、参加者が顧客預託分として預託することとなる株券の株式については前項の規定により参加者から報告を受けた者を株主として通知する。
- 4 前 2 項の新たに交付される株式の株主となるべき者の機構に対する報告及び機構による会社に対する株主となるべき者の通知は、第 83 条第 1 項の規定による実質株主管理番号並びに当該実質株主管理番号に係る新たに株主となるべき者の氏名及び住所により行うものとする。
- 5 第 40 条の規定は、第 1 項の規定による取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、預託新株予約権付社債につき、新たに株式が交付された場合について準用する。
- 6 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による取得条項付新株予約権付社債の全部取得にともない、預託新株予約権付社債につき、会社の有する自己株式を口座振替により交付する場合について準用する。
- 7 会社は、第 1 項に規定する新たに交付される株式の株券について、規則で定める日に機構に引き渡し、預託するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に関し必要な事項は、規則で定める。

（削る）

（別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う单元未満株式の買取請求）

第 93 条の 2 機構は、参加者又は顧客が別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる单元未満株式の買取請求を行う場合は、これを会社

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第94条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人(元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社(会社法第703条に規定する社債管理者の資格の要件を満たすものに限る。))をいう。以下同じ。))を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己分及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第96条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) (略)

(2) 代表財務代理人(新株予約権付社債の財務代理人の代表であって、かつ、会社との契約により元利金支払基金を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同

に取り次ぐものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる单元未満株式の買取請求を会社に取り次ぐ場合について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に行う当該新株予約権の行使により生じる单元未満株式の買取請求に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第94条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己分及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第96条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) (略)

(新設)

じ。)に対する元利金支払基金の請求

(3) 前2号に規定する元利金支払基金の代理受領及び元利金支払事務取扱参加者への支払い

(4) (略)

(5) 前号の処理を行った利札及び新株予約権付社債券の代表社債管理者又は代表財務代理人への提出及び支払報告

(2) 前号に規定する元利金支払基金の代理受領及び元利金支払事務取扱参加者への支払い

(3) (略)

(4) 前号の処理を行った利札及び新株予約権付社債券の代表社債管理者への提出及び支払報告

附 則

この改正規定は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。